

令和7年第4回隱岐の島町議会定例会会議録

招集年月日 令和7年12月4日
招集場所 隠岐の島町下西78番地2 隠岐の島町役場
開会(開議) 令和7年12月4日(木) 9時30分 宣告

会議録署名議員の氏名 13番 石田 茂春 議員 14番 高宮 陽一 議員

1. 出席議員

1番	松 山 貢	6番	牧 野 牧 子	11番	安 部 大 助
2番	村 上 一	7番	齋 藤 則 子	12番	前 田 芳 樹
3番	西 村 万里子	8番	村 上 謙 武	13番	石 田 茂 春
4番	脇 田 千代志	9番	菊 地 政 文	14番	高 宮 陽 一
5番	山 田 浩 太	10番	西 尾 幸太郎		

1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長	池 田 高世偉	水 産 振 興 室 長	曾我部 一 彦
副 町 長	大 庭 孝 久	建 設 課 長	岸 本 則 和
教 育 長	野 津 浩 一	都 市 計 画 課 長	石 田 傑
会 計 管 理 者	齋 藤 和 幸	環 境 課 主 事	永 海 竜 也
総 務 課 長	宇 野 慎 一	エネルギー対策室長補佐	齋 藤 慎
危 機 管 理 室 長	柳 原 潔	国民スポーツ大会推進課長	茶 山 宏
地 域 振 興 課 長	橋 本 博 志	上 下 水 道 課 長	村 上 和 久
財 政 課 長	長 田 寿 幸	布 施 支 所 長	坂 本 忠 忠
施 設 管 理 課 長	堀 川 秀 樹	五 箇 支 所 長	石 橋 忠 夫
税 务 課 長	池 本 繁 樹	都 万 支 所 長	近 藤 勝 志
町 民 課 長	和 田 美由貴	中 出 張 所 長	黒 川 直 照
保 健 福 祉 課 長	野 津 千 秋	総務学校教育課長	金 井 和 昭
住 民 福 祉 担 当 課 長	広 江 和 彦	社 会 教 育 課 長	中 村 恒 一
商 工 觀 光 課 長	藤 野 一	中 央 公 民 館 長	木 瀬 高 宏
農 林 水 産 課 長	増 本 直 行		

1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 田中 挙 事務局長補佐 齋賀 千春

1. 町長提出議案の題目

- 議第 79 号 隠岐の島町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 議第 80 号 隠岐の島町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例
- 議第 81 号 隠岐の島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議第 82 号 隠岐の島町文化財保護条例の一部を改正する条例
- 議第 83 号 隠岐の島町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議第 84 号 隠岐の島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議第 85 号 隠岐の島町議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例
- 議第 86 号 工事請負変更契約の締結について〔蛸木集会所建設工事〕
- 議第 87 号 工事請負変更契約の締結について〔西郷南中学校大規模改修工事（2期）〕
- 議第 88 号 指定管理の指定について〔隠岐の島町立隠岐島文化会館・隠岐の島町立西郷武道館〕
- 議第 89 号 指定管理者の指定について〔隠岐の島町立隠岐の島町屋内温水プール〕
- 議第 90 号 指定管理者の指定について〔隠岐の島町地域福祉センター〕
- 議第 91 号 指定管理者の指定について〔都万ダイビングセンター「彩（いろどり）」〕
- 議第 92 号 指定管理者の指定について〔隠岐ポートプラザ〕
- 議第 93 号 指定管理者の指定について〔隠岐の島町米貯蔵施設〕
- 議第 94 号 指定管理者の指定について〔隠岐の島町死亡家畜一時保管施設〕
- 議第 95 号 指定管理者の指定について〔隠岐の島町畜産センター〕
- 議第 96 号 指定管理者の指定について〔隠岐の島町特定公共賃貸住宅・隠岐の島町若者定住促進住宅〕
- 議第 97 号 指定管理者の指定について〔地区集会施設〕
- 議第 98 号 令和 7 年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 4 号）

- 議第99号 令和7年度隱岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）
議第100号 令和7年度隱岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）
議第101号 令和7年度隱岐の島町水道事業会計補正予算（第2号）
議第102号 令和7年度隱岐の島町下水道事業会計補正予算（第3号）

議事の経過

○議長（安部大助）

ただ今から、令和7年第4回隱岐の島町議会定例会を開会いたします。

（開議宣言 9時30分）

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、隱岐の島町議会会議規則第125条の規定により 13番：石田 茂春 議員、

14番：高宮 陽一 議員を指名します。

日程第2. 会期決定の件

「会期決定の件」を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月12日までの9日間にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声を確認）

「異議なし」と認めます。

したがって、会期は本日から12月12日までの9日間に決定いたしました。

日程第3. 諸般の報告

「諸般の報告」を行います。

去る、令和7年第3回定例会以降の議会に関する行事・会議等は、お手元に配付いたしました資料のとおりであります。

主なものについてご報告申し上げます。

10月20日に今年2回目となる議員研修会を開催し、SSEパシフィコ株式会社より毛利明彦氏をお招きし、「洋上風力発電事業の可能性」について学びました。

次に、10月23日に「女性議会」が開催され、4名の代表の女性議員が行政に対し各自の分野に立った提言をされました。

町議会からは各議員が傍聴人として参加し、活発な議論を傾聴し感銘を受けたところであります。

次に、11月12日に「第68回町村議会議長全国大会」がNHKホールで開催され出席をいたしました。

開会では「持続可能な地域社会を確立するため、地方交付税等の一般財源総額の増額確保・充実により、人口減少・少子化対策やデジタル社会・脱炭素社会等の推進など、真の地方創生の実現に向けた取組を強力に進めていく必要がある」との内容の宣言がなされ、28項目におよぶ決議案件を満場一致で「採択」し、政府・国会に提出することにいたしました。

また、「東日本大震災及び令和6年能登半島地震等からの復旧・復興、原子力発電所事故への対応及び防災・減災対策の確立」、「地方創生を切れ目なく強力に推進すること」、「町村の安定的な財政運営に必要な地方交付税等の一般財源総額の増額確保・充実すること」の3つの特別決議も「採択」されました。

次に、11月21日から22日の2日間「住民と議会との懇談会」を町内6会場で開催いたしました。

懇談会では、「地域振興と将来の学校教育のあり方」の2つのテーマについて話し合い、町民の皆さまからの議会・行政に対する要望やご意見をお聴きすることができました。この度いただいたご意見等については、今後議会や議員活動に生かしていくとともに、政策提案等に繋げていきたいと思っております。

次に、請願・陳情等につきましては、本日までに1件の請願、3件の要望、及び1件の陳情を受理いたしました。お手元に配付の「請願・陳情等文書表」のとおり、請願及び要望については所管の常任委員会に付託、陳情については議員配付といたしました。

次に、去る第3回定例会において議決されました議員提出議案について、お手元に配付の「意見書処理報告」のとおり、関係先に送付いたしました。

最後に、「正副議長・正副委員長研修会」があり、別紙のとおり議員を派遣したので、ご報告いたします。

以上、ご報告いたしました会議等の関係資料は、事務局に保管しておりますので、必要に応じてご覧ください。

以上で、「諸般の報告」を終わります。

日 程 第 4. 行 政 報 告

「行政報告」を行います。

番外：池田町長

○番外（町長 池田高世偉）

令和7年第4回隱岐の島町議会定例会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

師走に入り、朝晩の冷え込みが一段と厳しくなってまいりましたが、議員各位には、ますますご健壮のご様子、まずもってお慶び申し上げます。

本日、令和7年第4回隱岐の島町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては、ご多忙にも関わらず、ご出席をいただきありがとうございます。

本議会は、条例の制定及び改正、指定管理者の指定、及び令和7年度一般会計補正予算など、24件の諸議案をご提案させていただきます。

どうか、十分なるご審議をいただきますとともに、私ども執行部に適切なご指導を賜りますよう、お願い申し上げます。

それでは、9月に開催をいたしました「令和7年第3回隱岐の島町議会定例会」以降の、主な事項につきまして、報告をいたします。

最初に、「大阪万博ポーランド館 秋場所2025」への参加について、ご報告申し上げます。

第3回議会定例会会期中の9月23日、大阪万博ポーランド館で行われました「ポーランド館 秋場所2025」に本町からの選手団と共に参加いたしました。

当日は、地元実業団、近畿大学、ポーランド相撲連盟チームと、団体戦や個人戦が行われ、白熱した取組を多くの方々が足を止め観戦していました。

今回、ポーランド相撲連盟の方々は、事前に隱岐の島町で合宿を行い、地域住民との交流を図るなど、相撲文化の国際的な交流の場として大きな意義のあるイベントとなったと感じております。

次に、都市交流事業について、ご報告申し上げます。

9月には「関西ふるさと会」及び「東京島根県人会」、10月には「京都島根県人会」及び「隱岐の島町東京会」、そして11月には「近畿島根県人会」の総会が開催され、それぞれに出席をいたしました。いずれの総会におきましても、出鄉者の皆様が一堂に会し、久しぶりの再会に笑顔で会話を弾みました。

各総会におきまして、引き続き故郷の発展のためのご支援とご協力を願いさせていただ

いたところであります。

また、出席者の皆様と、故郷への熱い想いを語りあうことができ、大変有意義な時間となりました。

次に、「領土・主権展示館 地方巡回展 in 隠岐・松江」について、ご報告申し上げます。

10月11日から10月22日にかけ、内閣官房領土・主権対策企画調整室主催による「領土・主権展示館 地方巡回展 in 隠岐・松江」が、久見竹島歴史館で開催されました。

領土・主権展示館では、より多くの方に領土問題に関心を持つてもらえるよう、令和2年から全国各地を巡回しており、今回初めて本町での開催となりました。

初日には、竹島領土権確立島根県議会議員連盟会長をはじめ、多くの来賓の方々にご参加をいただき、オープニングセレモニーが執り行われました。

この「巡回展」を契機として、町民の皆様の意識の高揚はもとより、更なる国民世論の盛り上がりを期待いたしますとともに、歩みを止めることなく問題啓発に向けて取り組んでまいります。

本「巡回展」の開催にあたり、ご尽力いただきました内閣官房をはじめ、関係機関の皆様に対し、厚くお礼を申し上げます。

次に、「隠岐の島町戦没者追悼式」の開催について、ご報告申し上げます。

戦後80年が経過し、先の大戦を経験した世代の減少とともに、遺族の高齢化が進むなか、多くのご遺族の皆様にご参列をいただき、11月16日、隠岐島文化会館におきまして「隠岐の島町戦没者追悼式」を開催いたしました。

式典では、主催者を代表し、戦没者の御靈みたまに対し、謹んで哀悼の誠を捧げますとともに、ご遺族の皆様に心から愛惜の意を表しました。また、世界の恒久平和を願い、これまで先人の方々が築き上げてこられた歴史、文化を糧としながら、希望にあふれ、心豊かに安心して暮らせる町づくりの実現に向け、力強く歩んでゆくことをお誓いしたところであります。

悲惨な戦禍の記憶を風化されることなく、平和の尊さを次の世代に語り継ぐため、引き続き、島後遺族会と連携し取り組みを進めてまいります。

最後に、「第19回隠岐の島町いきいき祭」及び「西郷文化祭」の開催について、ご報告申し上げます。

11月30日、隠岐島文化会館におきまして「第19回隠岐の島町いきいき祭」と「西郷文化祭」を合同で開催いたしました。

当日は、肌寒い中ではありましたが、オープニングの餅投げから大勢の方にご来場いただ

き、盛大に開催することができました。

屋外では、農林水産物の展示販売、体験コーナー、クイズなどが行われたほか、町内の飲食店とグループの皆様による多くの屋台の出店で賑わいました。また、屋内の「西郷文化祭」では、文化会館利用者による各種作品の展示、大ホールでの文化発表もあり、子どもから高齢者の方まで多くの来場者で賑わうイベントとなりました。

本イベントの開催にあたり、ご尽力いただきました関係者の皆様に心より感謝とお礼を申し上げます。

以上、主な行事につきましてご報告申し上げましたが、9月の定例会以降、私の出席いたしました会議や諸行事の詳細につきましては、後に掲載いたしておりますので、ご参照いただきたいと思います。

○議長（安部 大助）

以上で、「行政報告」を終わります。

日程 第 5. 町長提出議案の上程

「町長提出議案の上程」を行います。

お手元に配付のとおり、町長提出議案の議第79号「隠岐の島町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」から議第102号「令和7年度隠岐の島町下水道事業会計補正予算（第3号）」までの24件を一括して議題といたします。

日程 第 6. 提案理由の説明

「提案理由の説明」を行います。

ただ今、議題となりました24件の議案について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

番外：池田町長

○番外（町長 池田 高世偉）

本日提案いたしました諸議案について、ご説明申し上げます。

はじめに、議第79号から議第85号までの7件につきましては、条例の制定、及び一部改正に関する議案であります。

まず、議第79号の「隠岐の島町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」についてですが、子ども・子育て支援法の改正により、生後6か月から満3歳未満の保育所等に通っていない子どもを対象に、就労要件を問わず、月一定時間まで保育所等を利用できる新たな制度、乳児等通園支援事業が導入されることとなり、事業の実施を希

望する事業所に対する認可基準を定める必要がありますことから、本条例を制定するものであります。

次に、議第 80 号の「隠岐の島町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例」についてですが、議第 79 号でご説明いたしました乳児等通園支援事業の実施にあたり、実施事業者が運営費の給付を受けるため、運営に関する基準を定める必要がありますことから、本条例を制定するものであります。

次に、議第 81 号の「隠岐の島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」についてですが、人事院勧告及び島根県人事委員会勧告等を参考とし、給料表及び期末勤勉手当の支給率、並びに扶養手当の額の改正を行うものであります。

次に、議第 82 号の「隠岐の島町文化財保護条例の一部を改正する条例」についてですが、これまで本町における無形文化財の指定に関する取扱いが複雑であったことから、整理を行うものであります。あわせて、各文化財の指定に関する手続きについて、所要の改正を行うものであります。

次に、議第 83 号の「隠岐の島町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」についてですが、町長の監督に属する地域型保育事業の基準を定める厚生労働省令「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の改正に伴い、保育所等で実施する健康診断の全部又は一部を行わないことができるについて定める、所要の改正を行うものであります。

次に、議第 84 号の「隠岐の島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」についてですが、正規職員の給料表の改定に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議第 85 号の「隠岐の島町議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例」についてですが、公職選挙法の改正に伴い、選挙公営に係るポスター制作費などの上限額を変更するため、所要の改正を行うものであります。

続きまして、議第 86 号及び議第 87 号の 2 件につきましては、工事請負変更契約の締結に関する議案であります。

まず、議第 86 号の「工事請負変更契約の締結について〔蛸木集会所建設工事〕」についてですが、現場精査の結果、給排水及び電気設備の工事内容を変更したことにより、工事費を増額する必要が生じましたことから、工事請負変更契約を締結いたしたく、議決を求めるものであります。

次に、議第 87 号の「工事請負変更契約の締結について〔西郷南中学校大規模改修工事（2期）〕」についてでありますが、自転車置き場のアスファルト舗装面積の増加、及び体育館外部のシーリング材の劣化等、改修工事中に判明した修繕箇所に対応するため、工事費を増額する必要が生じましたことから、工事請負変更契約を締結いたしましたく、議決を求めるものであります。

続きまして、議第 88 号から議第 97 号の 10 件につきましては、「指定管理者の指定」に関する議案であります。

まず、議第 88 号の「指定管理者の指定について〔隠岐の島町立隠岐島文化会館・隠岐の島町立西郷武道館〕」から議第 92 号の「指定管理者の指定について〔隠岐ポートプラザ〕」までの 5 件につきましては、管理運営を指定管理者に行わせることとし公募したところ、それぞれ 1 団体からの応募があり、申請内容等を審査した結果、当該団体において適正な管理が見込めることから、当該施設の指定管理者の候補者として選定いたしました。

次に、議第 93 号の「指定管理者の指定について〔隠岐の島町米貯蔵施設〕」から議第 97 号「指定管理者の指定について〔地区集会施設〕」までの 5 件につきましては、隠岐の島町公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例第 5 条の規定に基づき、非公募により当該施設の指定管理者の候補者として選定したものであります。

これらの 10 議案につきまして、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

続きまして、議第 98 号から議第 102 号の 5 件につきましては、令和 7 年度一般会計及び特別会計並びに公営企業会計の補正予算に関する議案であります。

まず、議第 98 号の「令和 7 年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 4 号）」についてでありますが、歳入歳出予算の補正額は 1 億 1,020 万 6,000 円の追加であります、補正後の予算額を 207 億 1,619 万 3,000 円とするものであります。

補正の主な内容は、海上交通維持対策事業、私立保育所運営事業、障がい者福祉サービス事業、道路橋梁災害復旧事業、水産業振興事業などに要する経費の増額、及び都市再生整備事業の減額をしております。

そのほか、条例の改正に併せ、必要となる人件費を増額しております。

あわせて、「繰越明許費補正」、「債務負担行為補正」及び「地方債補正」を行うものであります。

次に、議第 99 号の「令和 7 年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 2

号)」についてであります。歳入歳出予算の補正額は1,127万5,000円の追加であります。補正後の予算額を19億1,109万3,000円とするものであります。

補正の主な内容は、人件費、国保システム改修経費及び高額療養費の増額であります。

次に、議第100号の「令和7年度隱岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第1号)」についてであります。歳入歳出予算の補正額は714万6,000円の追加であります。補正後の予算額を4億8,514万6,000円とするものであります。

補正の主な内容は、島根県後期高齢者医療広域連合への納付金の増額であります。

次に、議第101号の「令和7年度隱岐の島町水道事業会計補正予算(第2号)」についてであります。収益的予算の補正額は、収益的支出において154万円の追加であります。補正後の予算額を6億2,054万4,000円とするものであります。

補正の内容は、給与改定による職員給与費等の増額であります。

また、資本的予算の補正額は、資本的支出において7万4,000円の追加であります。補正後の予算額を4億7,018万8,000円とするものであります。

補正の内容は、給与改定による職員給与費の増額であります。

これによりまして、第4条において流用することができない経費である職員給与費も併せて増額補正しております。

次に、議第102号の「令和7年度隱岐の島町下水道事業会計補正予算(第3号)」についてであります。収益的予算の補正額は、収益的支出において72万3,000円の追加であります。補正後の予算額を9億7,128万円とするものであります。

補正の内容は、給与改定による職員給与費等の増額であります。

また、資本的予算の補正額は、資本的支出において93万7,000円の追加であります。補正後の予算額を15億426万2,000円とするものであります。

補正の内容は、給与改定による職員給与費等の増額であります。

これによりまして、第4条において流用することができない経費である職員給与費も併せて増額補正しております。

以上、24件の諸議案につきましてご説明申し上げましたが、何とぞ慎重ご審議の上、適切なご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（安部大助）

以上で、「提案理由の説明」を終わります。

ここで、議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

(本会議休憩宣告 10時00分)

(全員協議会開会宣告 10時00分)

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

(全員協議会閉会宣言 10時37分)

(本会議再開宣言 10時37分)

日 程 第 7. 休会について

「休会について」を議題といたします。

お諮りします。

明日 12月5日は委員会等開催のため、本会議を休会にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声を確認)

「異議なし」と認め、そのとおり決定いたしました。

以上で、本日の議事日程は、全て終了いたしました。

次の本会議は、12月8日に開き「一般質問」を行います。

本日は、これにて散会します。

(散 会 宣 告 10時38分)

以 下 余 白